

第10期加古川市高齢者福祉計画 第9期加古川市介護保険事業計画



令和6年3月
加古川市

計画の趣旨

令和5年版高齢社会白書によれば、令和4（2022）年10月1日現在、我が国では65歳以上人口は約3,624万人で、総人口に占める割合（高齢化率）が29.0%という状況です。また、65歳以上の要介護等認定者は、令和3（2021）年度末には約690万人で、平成23（2011）年度末からの10年間で約175万人増加しており、介護サービスの需要が伸びています。

今後、令和7（2025）年には、団塊の世代すべてが75歳以上となり、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、85歳以上の人口が急増し、介護や医療の需要はますます高まると考えられます。

本市においても、高齢化は進行し、令和5（2023）年4月1日現在の高齢化率は28.5%と、国をやや下回るものの上昇を続けています。また、要介護等認定者数も約1.4万人となり、令和2年から令和5年の3年間で約7%増加しており、今後もこの傾向は続く見込みです。

こうした状況において、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「認知症施策の推進」など計画に記載すべき特に重点的に取り組むべき事項を示しています。

これらを踏まえ、第10期加古川市高齢者福祉計画及び第9期加古川市介護保険事業計画を、令和22（2040）年の将来を見据えた中長期的な視野に立って策定するものとし、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取組などの方向性を示します。

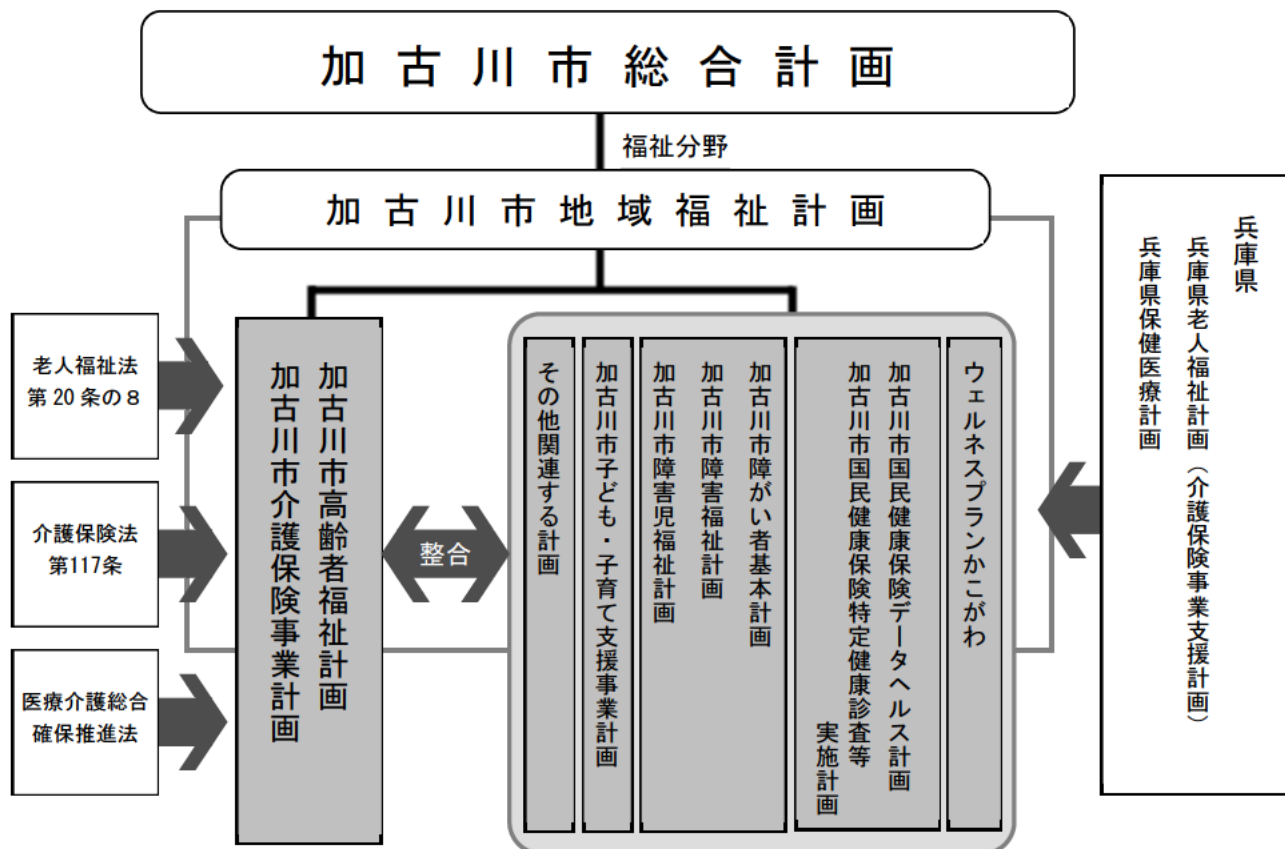
■基本指針に基づく掲載事項

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 高齢者の住まいの安定的な確保
- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 認知症施策推進大綱や認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止等



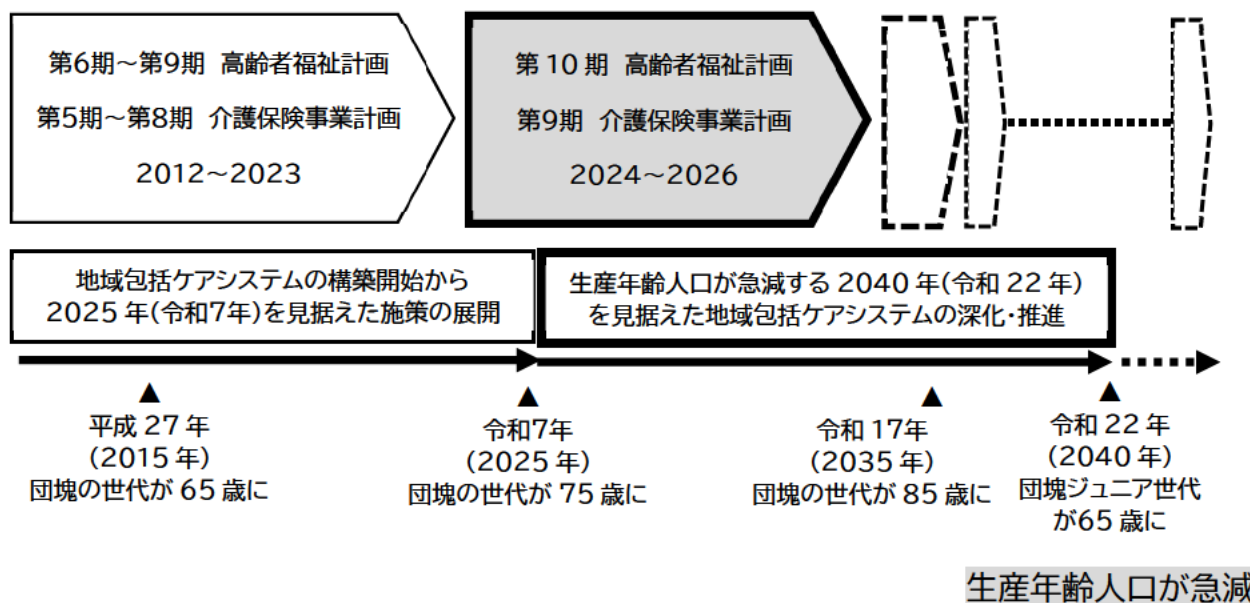
計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。また、加古川市総合計画及び加古川市地域福祉計画を上位計画として、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。



計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。



基本理念

基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康な状態を保持し、人生の最終段階において医療・介護が必要となっても、その人の状態に応じて、自分らしい毎日を過ごすことができる体制の構築が必要です。そのためには、介護人材の確保とさらなる資質の向上が必要であるとともに、地域住民やボランティアの見守りなど、身近であたたかみのある支えあいや助けあいが重要となります。なお、健康とは、単に病気ではないとか弱っていないという状態を指すのではなく、肉体的・精神的・社会的に満たされ、また自身の役割や心の支えを持つことで、幸せを感じられている状態も含みます。

そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むため、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めることで、高齢者一人ひとりの幸福感を多面的に高め、ウェルビーイングなまちを目指します。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点取組

◆多様な主体の連携強化

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、専門職間の連携が必要です。また、専門職と地域住民やボランティア、民間事業者などが一体となり支援していくことも大切です。今後、さらに多様な主体との連携や協働を進めていきます。

◆介護予防の強化と自立支援の促進

今後、高齢者の増加に伴い介護サービスや介護人材の不足が懸念されます。限られた専門職はより専門性の高い分野に集中できるような仕組みも必要となってきます。さまざまな状態の高齢者が介護予防に取り組むことを支援するとともに、生活支援も充実させ、要支援状態からの自立や重度化防止を図ります。また、要介護状態であってもその人の持っている強みを生かし、自分らしい生活の継続を促進します。あわせて、専門職や市民に対して、このような考え方の普及を進めていきます。

◆高齢者や民間事業者の活躍

高齢者が増加していくなかで、若い世代が高齢者を支える仕組みだけではなく、子どもや高齢者、民間事業者も含めそれぞれの人々が持てる力を発揮し、高齢者支援の担い手となれるような仕組みが必要となります。特に、生活支援サービスやサービスの担い手などの社会資源の把握を行い、支援を必要としている人と、サービス提供者をつなげられるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者が担い手となることで、社会参加につながり、自身の介護予防の取組となることに加え、生きがいのある生活にもつながることを啓発していきます。

◆家族介護者の支援

高齢者が抱える生活課題が複雑・多様化するだけではなく、家族形態も多様化しています。関係機関や庁内関係部局との連携により、認知症高齢者の家族や、ヤングケアラー、高齢の親と引きこもりの子が同居する 8050 問題、介護と育児同時に直面するダブルケア世帯のように、既存の枠組みによる解決が困難な課題についても必要な支援を包括的に確保していきます。

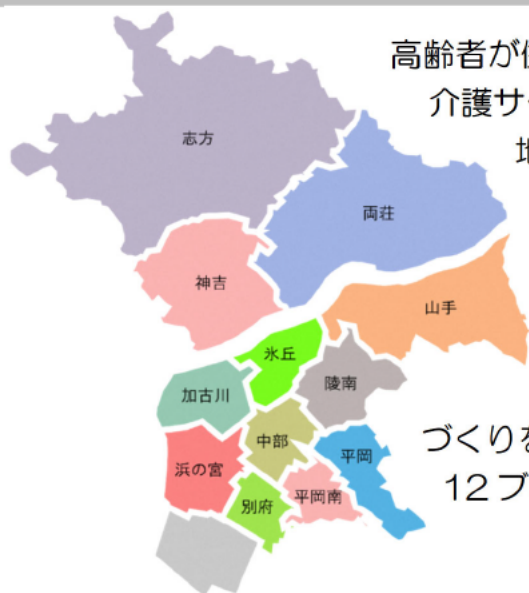
◆人生会議（ACP）の考え方の普及

これまで人生会議の考え方の周知・啓発に努めるとともに、医療・介護関係者と協力し、生活や療養する場所が変わっても本人の希望に関する情報が途切れないような仕組みについて調査してきました。今後も医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加していくなかで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、人生会議のさらなる周知・啓発に取り組んでいきます。

◆アフターコロナ

各地域での助け合い、支え合いの活動が感染症の流行により一時中断するところもあり、住民同士のつながりも希薄化しました。今期の計画期間は地域活動の再開や再構築などの重要なタイミングになります。今後も高齢者の健康と地域活動などのバランスを図りながらさまざまな取組を進めていきます。

日常生活圏域の設定

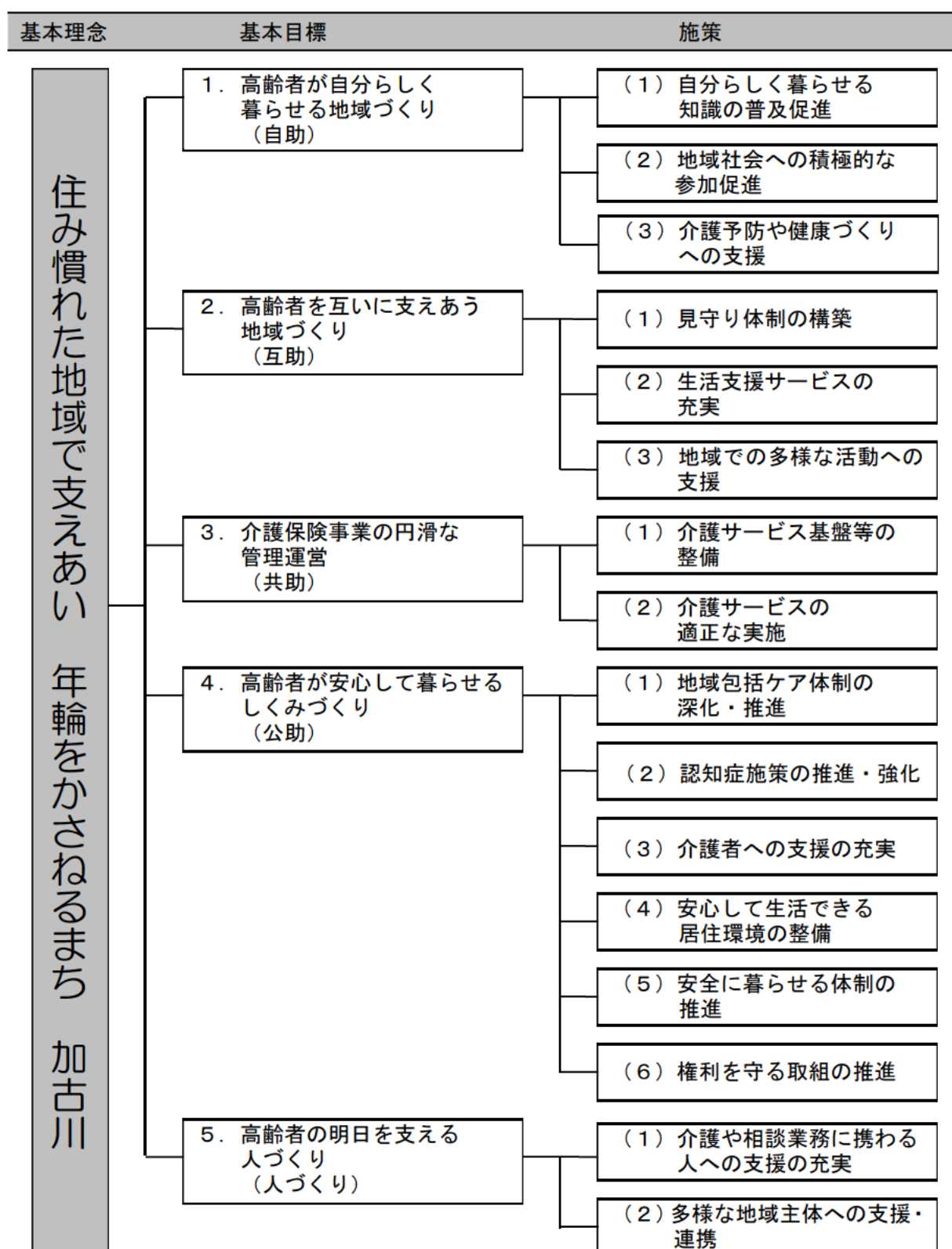


高齢者が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるためには、介護サービスの基盤整備や、健康づくり・介護予防などについて、地域特性に応じた、よりきめ細やかな取組が必要です。地域包括ケアシステムでは、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区が単位として想定されています。

以前から本市では、12 ある中学校区（基幹的住区）を広域的なコミュニティ活動の単位としてさまざまなまちづくりを進めていることから、前計画に引き続き日常生活圏域を 12 ブロックで進めていきます。

計画の体系

5つの基本目標のもと、以下の体系で施策を展開していきます。



施策一覧

基本目標 1. 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり【自助】

施策（１）自分らしく暮らせる知識の普及促進

No.	項目	事業・取組の内容
①	自分らしい生活が選択できる知識の普及啓発	●地域包括ケアシステムについての知識の普及啓発 ●人生会議（ＡＣＰ）に関する知識の普及啓発 ●自立についての考え方の普及啓発
②	自立支援のための知識や技術習得への支援	●介護保険制度やサービスの利用に関する出前講座等の実施 ●介護に関する技術・知識や健康管理などを学ぶ家族介護講座の実施
③	介護サービスに関する情報発信	●介護保険ガイドブックなどのパンフレットの作成・周知 ●広報かこがわや市ホームページなどを活用した情報提供の実施

施策（２）地域社会への積極的な参加促進

No.	項目	事業・取組の内容
①	生涯学習活動の推進	●多様な学びの機会の提供と成果を発揮する機会の設定
②	文化・スポーツ活動への参加促進	●市内で行われる各種イベントの情報提供や参加機会の充実 ●高齢者の文化・芸術活動の支援 ●気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及促進
③	雇用・就労相談への支援	●ハローワークとの連携等、高齢者の職業相談窓口の充実 ●「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った制度の普及啓発 ●高齢者の就労的活動への支援 ●シルバー人材センターの事業支援や連携強化

施策（３）介護予防や健康づくりへの支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護予防活動へつなげる支援	●閉じこもりなどの何らかの支援を要する人の把握・支援
②	介護予防の普及啓発	●介護予防の基本的な知識の普及啓発 ●介護予防の普及啓発のための講座の開催（運動、栄養、口腔など）
③	地域における介護予防への支援	●介護予防に関する住民主体の通いの場などへの支援 ●介護予防に関する住民主体の通いの場などについての情報提供 ●住民主体で活動をする団体のボランティアなどの育成支援 ●介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへの「かこがわウェルビーポイント」の付与

No.	項目	事業・取組の内容
		●多様なニーズに対応する介護予防活動についての調査・研究
④	リハビリテーション活動による支援	●介護予防の取組への専門職派遣などの支援 ●理学療法士などのリハビリテーション専門職との連携

基本目標 2. 高齢者を互いに支えあう地域づくり【互助】

施策（１）見守り体制の構築

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守りネットワークの構築	●民間事業者との見守り協定の推進 ●要援護高齢者宅への訪問活動の実施 ●緊急通報システムの普及啓発 ●認知症高齢者等の見守りネットワークの推進
②	地域ぐるみの見守りへの支援	●一人暮らし等高齢者見守り活動事業（どないや訪問）の推進 ●地域における支えあい体制の推進 ●ゆるやかな見守りの啓発

施策（２）生活支援サービスの充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	生活支援サービスシステムの整備	●地域の高齢者支援のニーズや社会資源の状況把握 ●地域包括支援センターや民間事業者、NPOなど多様な関係機関との協働による支援・ネットワークづくり ●ボランティアの発掘や育成 ●地域での生活支援の体制を検討するささえあい協議会の運営の支援 ●介護予防・生活支援サービス事業の普及啓発 ●介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの検討
②	地域組織などの支援・連携強化	●町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどの支援及び連携強化 ●地域組織への福祉制度に関する研修機会の提供や情報提供

施策（３）地域での多様な活動への支援

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域活動への支援	●多様な地域活動を行っている団体への活動支援 ●地域、小中学校区を核とした多様な交流事業、イベントの支援
②	移動サービスの支援	●地域住民や民間事業者による移動サービスへの支援

基本目標 3. 介護保険事業の円滑な管理運営【共助】

施策（１）介護サービス基盤等の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービス基盤等の整備	●高齢者数の増加、介護サービスにおける需要・供給の動態等に対応した計画的な基盤整備の推進 ●介護施設等の安全性向上、災害対策強化への支援 ●在宅生活を支える事業者への支援 ●共生型サービス、看取り環境の整備推進

施策（２）介護サービスの適正な実施

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護サービスの質の確保・向上	●介護サービス事業者に関する情報開示 ●相談対応・解決のための体制の充実 ●介護サービス事業者への情報提供および補助制度等の活用支援
②	要介護認定と介護保険給付費等の適正化	●要介護認定の適正化 ●ケアマネジメント及び介護サービス提供体制の適正化 ●介護報酬請求の適正化
③	介護サービス事業者への指導・監督等	●介護サービス事業者への適切な指導・監査の実施 ●指導・監督を行うための専門性の高い知識を持った職員の確保・育成 ●オンライン等の活用による制度の周知

基本目標 4. 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり【公助】

施策（１）地域包括ケア体制の深化・推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	地域包括支援センターの機能の充実	●地域包括支援センターの人員体制や環境整備の強化 ●医療、介護、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、地域団体等との連携強化 ●個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題に対応する各種相談機関との連携強化 ●地域包括支援センター間の連携強化 ●地域ケア会議による地域課題の抽出、分析及び対応の検討 ●自立支援、介護予防、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進

No.	項目	事業・取組の内容
②	医療・介護連携の強化	●連携における課題やサービス資源の抽出 ●二次医療圏域内での行政間の連携 ●在宅医療・介護連携による切れ目ない支援の実施 ●人生の最終段階における在宅看取りについての調査・研究 ●在宅医療の実施に係る体制の整備の検討、関係専門職の人材の確保・養成の推進 ●ＩＣＴ等を活用した要介護者に関する情報の共有及び各機関の連携 ●民間企業とも連携し人生会議（ＡＣＰ）を様々な世代へ普及啓発
③	地域ケア会議の充実	●自立支援型ケアマネジメントの推進 ●多職種連携による地域ケア会議の推進、地域課題の発掘、課題解決に向けた施策の展開

施策（２）認知症施策の推進・強化

No.	項目	事業・取組の内容
①	認知症への理解を深めるための普及啓発	●認知症に関する理解促進 ●相談先の周知 ●認知症の人本人や家族からの発信支援
②	認知症の予防	●認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ●認知症予防に関する実証実験への協力
③	医療・ケア・介護サービスの充実	●早期発見の体制づくり ●早期対応体制の充実 ●医療体制の整備
④	介護者への支援	●認知症の人の介護者の負担軽減の推進 ●ＩＣＴを活用した見守りの推進
⑤	認知症バリアフリーの推進、社会参加支援	●地域支援体制の強化 ●「認知症高齢者等の見守り・ＳＯＳネットワーク」の推進 ●チームオレンジへの支援 ●成年後見制度の利用促進
⑥	若年性認知症の人への支援	●若年性認知症の特性に配慮した支援（受診・受療、経済的、日常生活、就労・社会参加支援など） ●関係機関との連携による適切な支援

施策（３）介護者への支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護者のつどいの実施	●地域包括支援センターによるさまざまな介護者のつどいの実施
②	介護用品の支給・貸与	●介護用品支給事業の実施 ●短期車いす貸与事業の実施

施策（４）安心して生活できる居住環境の整備

No.	項目	事業・取組の内容
①	見守り体制の充実	●生活援助員（ＬＳＡ）の配置による高齢者住宅等安心確保事業の実施 ●新たな見守り支援策の調査・研究
②	住宅改造への支援	●住宅改造費助成事業の実施 ●介護保険サービス（住宅改修費支給）との一体的な活用支援
③	在宅福祉事業の実施	●訪問理美容サービスへの助成 ●養護老人ホームショートステイの実施 （介護保険サービスの短期入所サービスとは異なります。）
④	住まいの確保	●「加古川市住生活基本計画」、「加古川市公営住宅等長寿命化計画」及び「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」による高齢者等対応仕様の住宅整備の促進 ●市営住宅の住替え促進と住宅確保のための優先選考
⑤	移動手段の確保	●地域特性とニーズを踏まえた、公共交通網の再編の検討 ●福祉バスの運用見直し ●新たな移動支援策の調査・研究

施策（５）安全に暮らせる体制の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	防災・防犯・消費者被害対策の推進	●防災・防犯についての周知啓発、研修、訓練の機会の提供 ●個別避難計画の作成促進 ●福祉避難所の拡充 ●非常災害時における介護サービス事業者との連携 ●消費者被害防止施策の推進
②	交通安全対策の推進	●交通安全の確保の推進 ●高齢者の交通安全意識の高揚 ●高齢者の運転免許証返納に対する支援
③	感染症対策の推進	●感染症対策についての周知啓発 ●介護施設等における感染症対策の推進

施策（６）権利を守る取組の推進

No.	項目	事業・取組の内容
①	高齢者虐待防止の推進	●虐待防止施策の推進 ●虐待防止の普及啓発
②	成年後見制度の利用支援	●成年後見制度の普及啓発と利用支援 ●成年後見支援センターを中心とする権利擁護事業の充実

基本目標 5. 高齢者の明日を支える人づくり【人づくり】

施策（１）介護や相談業務に携わる人への支援の充実

No.	項目	事業・取組の内容
①	介護や相談業務に携わる人の創出、育成	●介護人材の確保と資質の向上 ●外国人介護人材の雇用促進・定着に向けた支援 ●離職防止・定着促進のための働きやすい職場環境の整備 ●処遇改善・サービスの質向上に向けたキャリアアップ支援制度の充実 ●生産性向上のための介護ロボットやＩＣＴ機器等の活用の促進 ●介護人材の確保・育成のための教育現場との連携 ●介護の仕事の魅力発信・魅力向上を図る取組の推進 ●各種団体との連携による介護人材創出のための調査・研究

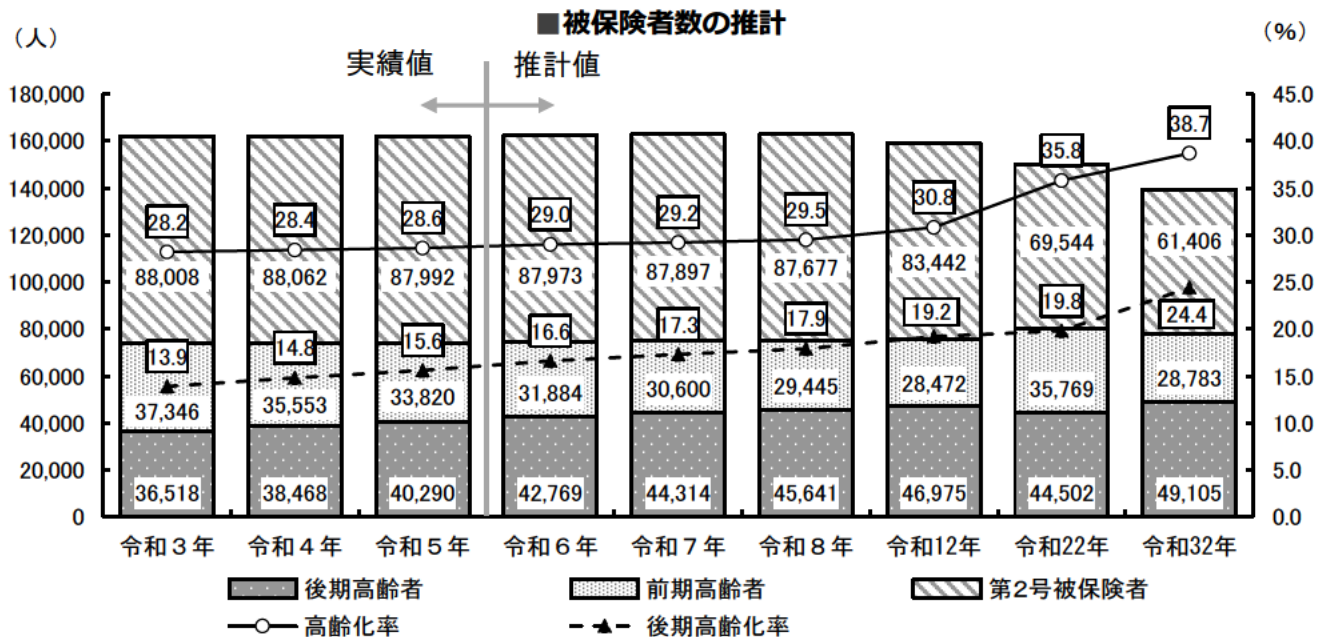
施策（２）多様な地域主体への支援・連携

No.	項目	事業・取組の内容
①	ボランティアの発掘・育成・支援	●ボランティアニーズとサービスとのマッチングの仕組みの検討 ●生活支援コーディネーター、ボランティアセンターなどとの連携によるボランティア育成・支援 ●高齢者のボランティア活動への支援や積極的な参画への支援 ●高齢者ボランティアの啓発や研修機会の提供などの環境整備 ●介護予防事業サポーターの養成及び研修の開催 ●人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア制度等の検討 ●生活支援サービスの担い手の養成
②	多様な地域主体との連携	●多様な活動主体との連携強化 ●生活に必要な移動型サービスの調査・発掘

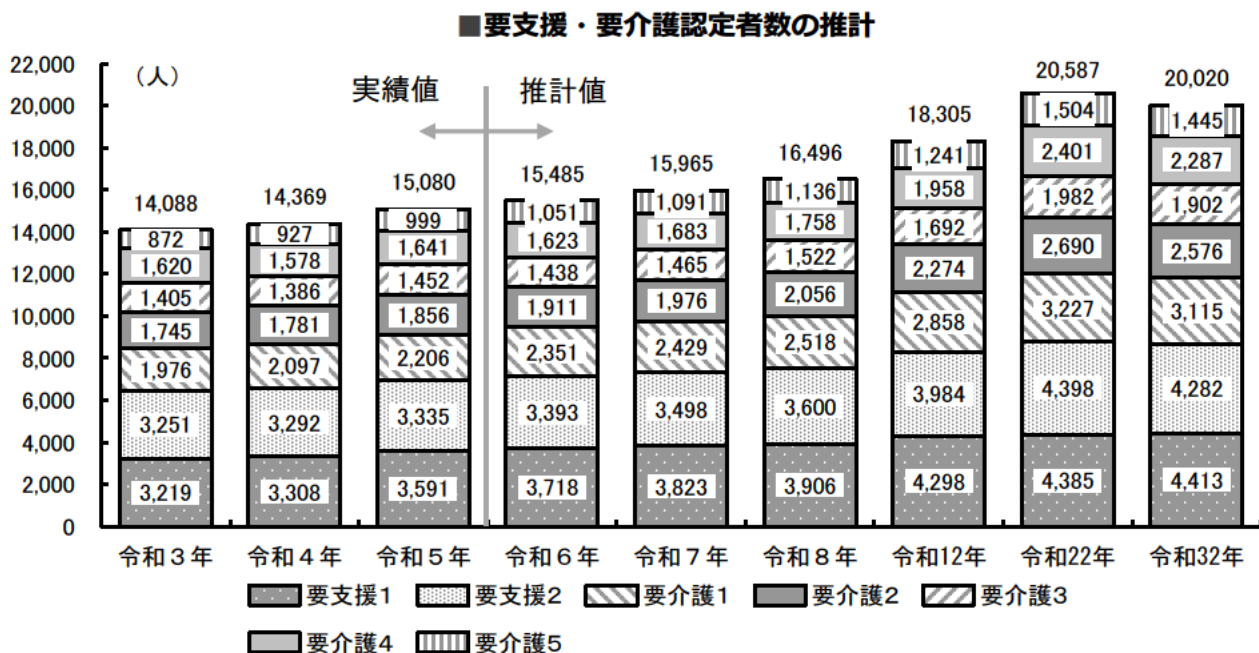
介護保険サービスの見込み

被保険者数および要支援・要介護認定者数の推計

本市の第1号被保険者数（65歳以上）は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年には80,271人となり、高齢化率にして35.8%と、2.8人に1人が高齢者となる見込みです。同様に、後期高齢化率についても上昇を続け、令和22（2040）年には19.8%となる見込みであることから、今後ますます介護・医療ニーズが高まっていくと考えられます。



要支援・要介護認定者数は、令和8（2026）年には16,496人に増加する見込みです。それ以降もさらに増加し続け、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年には20,587人となる見込みです。



介護サービス基盤等の整備

これまでの介護サービス基盤等の整備状況を踏まえながら、在宅系サービスと施設・居住系サービスの介護需要を考慮し、適切な整備量を確保していきます。

種類			第8期までの整備見込 (累計) (令和6年2月1日時点)	第9期の整備目標 (累計)
在宅系サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		5 か所	7 か所
	夜間対応型訪問介護		1 か所	
	小規模多機能型居宅介護		14 か所	14 か所
	看護小規模多機能型居宅介護		8 か所	10 か所
	認知症対応型通所介護		10 か所	10 か所
	地域密着型通所介護		32 か所	32 か所
施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		928 床(14 か所)	928 床
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)		310 床(11 か所)	310 床
	介護老人保健施設		500 床(4 か所)	500 床
	介護医療院		170 床(1 か所)	170 床 医療療養病床から転換の意向があった場合に状況を勘案し整備を推進
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		361 床(21 か所)	433 床
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	306 人(2 か所)	306 人
		軽費老人ホーム (ケアハウス)	—	—
		サービス付き高齢者 向け住宅	471 人(8 か所)	471 人
		養護老人ホーム	103 人(1 か所)	133 人
その他	その他の 老人福祉施設	軽費老人ホーム (ケアハウス)	279 人(6 か所)	299 人
		養護老人ホーム	185 人(1 か所)	185 人

介護保険事業費の推計

単位：千円

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費	居宅サービス	6,874,070	7,121,206	7,381,080	21,376,356
	地域密着型サービス	4,395,670	4,613,988	4,861,340	13,870,998
	施設サービス	4,844,837	4,850,523	4,856,269	14,551,629
	居宅介護支援	815,865	823,045	830,288	2,469,198
予防給付費	介護予防サービス	979,308	989,688	1,000,254	2,969,250
	地域密着型介護予防サービス	32,828	31,292	29,867	93,987
	介護予防支援	185,419	194,319	197,234	576,972
高額介護サービス費		465,159	476,602	488,326	1,430,087
高額医療合算介護サービス費		73,453	75,811	78,245	227,509
特定入所者介護サービス費		326,528	329,793	333,091	989,412
審査支払手数料		18,489	19,410	20,377	58,276
計 <A>		19,011,626	19,525,677	20,076,371	58,613,674
報酬改定影響額 		245,802	310,150	318,891	874,843
計（標準給付費） <C = A+B>		19,257,428	19,835,827	20,395,262	59,488,517
地域支援事業費 <D>		1,351,854	1,406,079	1,462,884	4,220,817
保険料の算定にかかる事業費の総額 <C+D>		20,609,282	21,241,906	21,858,146	63,709,334

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。



所得段階別保険料の設定

所得段階	対象者	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市県民税非課税		
	①生活保護を受けている人 ②老齢福祉年金を受給している人 ③本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が80万円以下の人	基準額×0.455 ※	30,500円 ※
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 ※	46,000円 ※
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 ※	46,000円 ※
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が120万円を超える人	基準額×0.69 ※	46,300円 ※
第4段階	本人は市県民税非課税だが、同世帯に市県民税課税の人がいる		
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が80万円以下の人	基準額×0.85	57,100円
第5段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計（公的年金等に係る雑所得額を除く）が80万円を超える人	基準額	67,200円
第6段階	本人が市県民税課税		
	本人の合計所得金額が 60万円未満の人	基準額×1.05	70,500円
第7段階	本人の合計所得金額が 60万円以上 120万円未満の人	基準額×1.2	80,600円
第8段階	本人の合計所得金額が 120万円以上 160万円未満の人	基準額×1.25	84,000円
第9段階	本人の合計所得金額が 160万円以上 210万円未満の人	基準額×1.3	87,300円
第10段階	本人の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の人	基準額×1.5	100,800円
第11段階	本人の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の人	基準額×1.7	114,200円
第12段階	本人の合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の人	基準額×1.9	127,600円
第13段階	本人の合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の人	基準額×2.1	141,100円
第14段階	本人の合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の人	基準額×2.3	154,500円
第15段階	本人の合計所得金額が 720万円以上 820万円未満の人	基準額×2.4	161,200円
第16段階	本人の合計所得金額が 820万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.5	168,000円
第17段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.6	174,700円

※公費負担による軽減適用前の値です。

第10期加古川市高齢者福祉計画・第9期加古川市介護保険事業計画 **概要版** 令和6年3月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課 TEL 079-427-9715 FAX 079-421-2063
 加古川市 福祉部 介護保険課 TEL 079-427-9123 FAX 079-424-1322
 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000